

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

2

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 (1) ドイツ

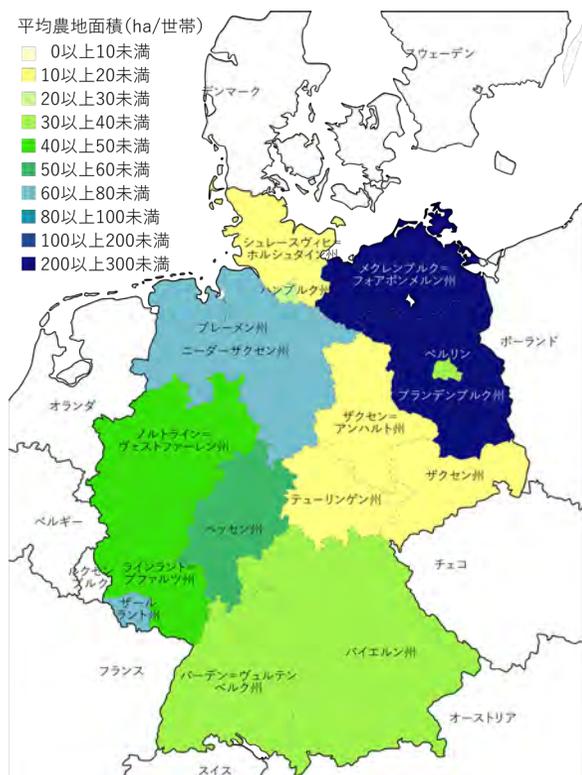


- ① ドイツの農業 …p.80
- ② ドイツにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策 …p.81
- ③ ドイツにおけるCAP戦略計画の履行体制 …p.99
- ④ ドイツにおけるCAP戦略計画の履行状況 …p.101

ドイツにおける農業の特徴

- ドイツの農地面積は約18万km²であり、国土面積（約35.7595万km²）の約50.4%に相当（2022年末時点）
- 農地面積比率が高く特に農業が盛んであると推察される地域は以下のとおり
 - 北部の低地（ノルトライン=ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州、メクレンブルク=フォアポメラニア州、ブランデンブルク州北部）
 - 中央ドイツの低地（アルトマルクやベルデ（ザクセン=アンハルト州）、ライプツィヒ湾（ザクセン州北西部及びザクセン=アンハルト州南東部）からテューリングン州）
 - バイエレン州（特にドナウ川南）

1戸あたり農地面積の分布（2024年）



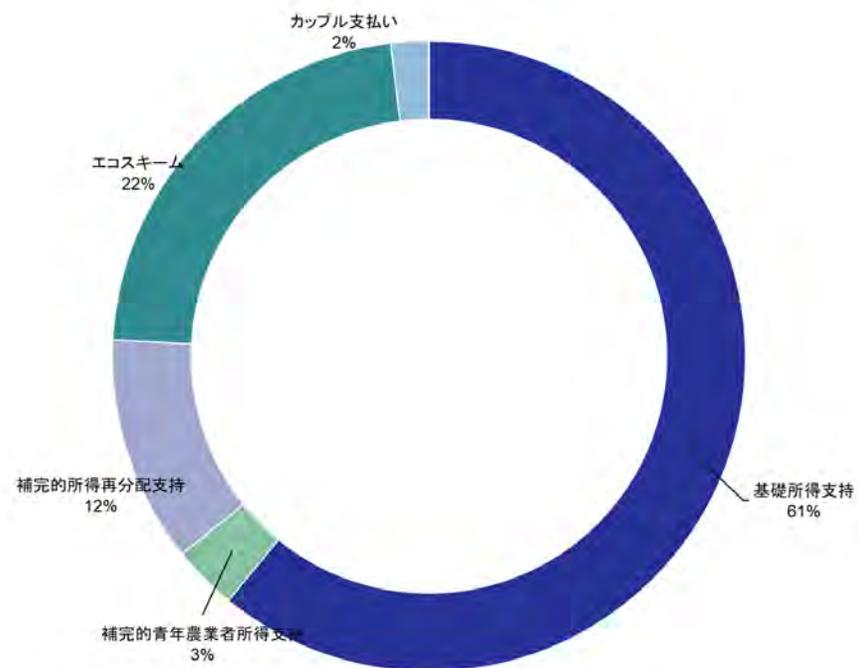
州別の農地面積・農業世帯数・農業世帯1戸当たりの平均農地面積（2024年）

	州	農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	バーデン=ヴュルテンベルク州	1,393,500	37,090	38
2	バイエルン州	3,100,700	82,290	38
3	ベルリン州	1,900	50	38
4	ブランデンブルク州	1,292,100	5,260	246
5	ブレーメン州	7,800	130	60
6	ハンブルク州	14,000	510	27
7	ヘッセン州	766,600	15,150	51
8	メクレンブルク=フォアポンメルン州	1,347,000	4,760	283
9	ニーダーザクセン州	2,578,500	34,180	75
10	ノルトライン=ヴェストファーレン州	1,492,300	33,680	44
11	ラインラント=プファルツ州	708,900	15,230	47
12	ザールラント州	71,400	1,020	70
13	ザクセン州	895,200	6,350	141
14	ザクセン=アンハルト州	1,148,400	4,090	281
15	シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州	977,900	11,630	84
16	テューリングン州	772,600	3,610	214

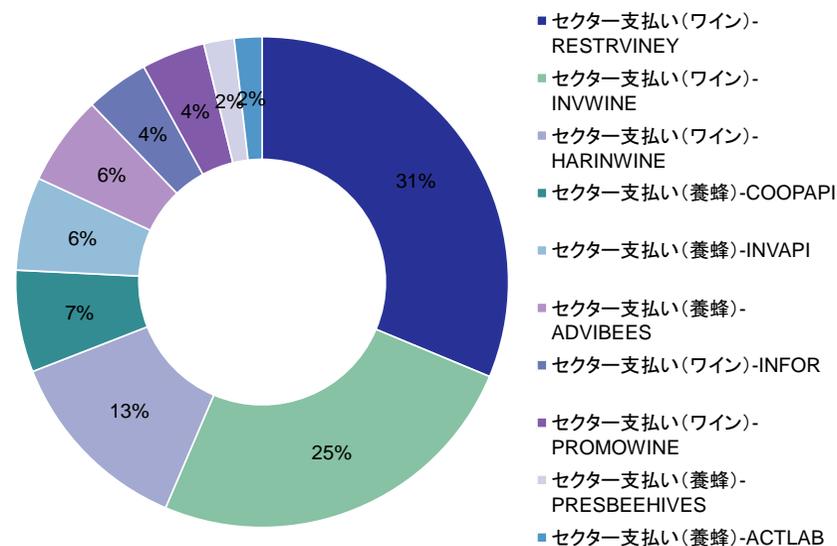
第1の柱の予算規模

- 直接支払い及びセクター支払いは主にEAGF予算から拠出されている
 - ただし、若手農業者のための最低限の財産配分（CSR第30条の補填）についてはEAFRD予算から拠出されている
- 直接支払い及びセクター支払いに係る予算配分は以下のとおりである
 - SO1（公正な所得）に最大の予算を配分しており、基礎所得支持、補完的所得再分配支持の割合が他国よりも多い
 - カップル所得支持では、**ホップセクターに支払い**を行っている点も特徴
 - なお、ドイツではセクター支払い（養蜂・ワイン）に配分している

直接支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



セクター支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）

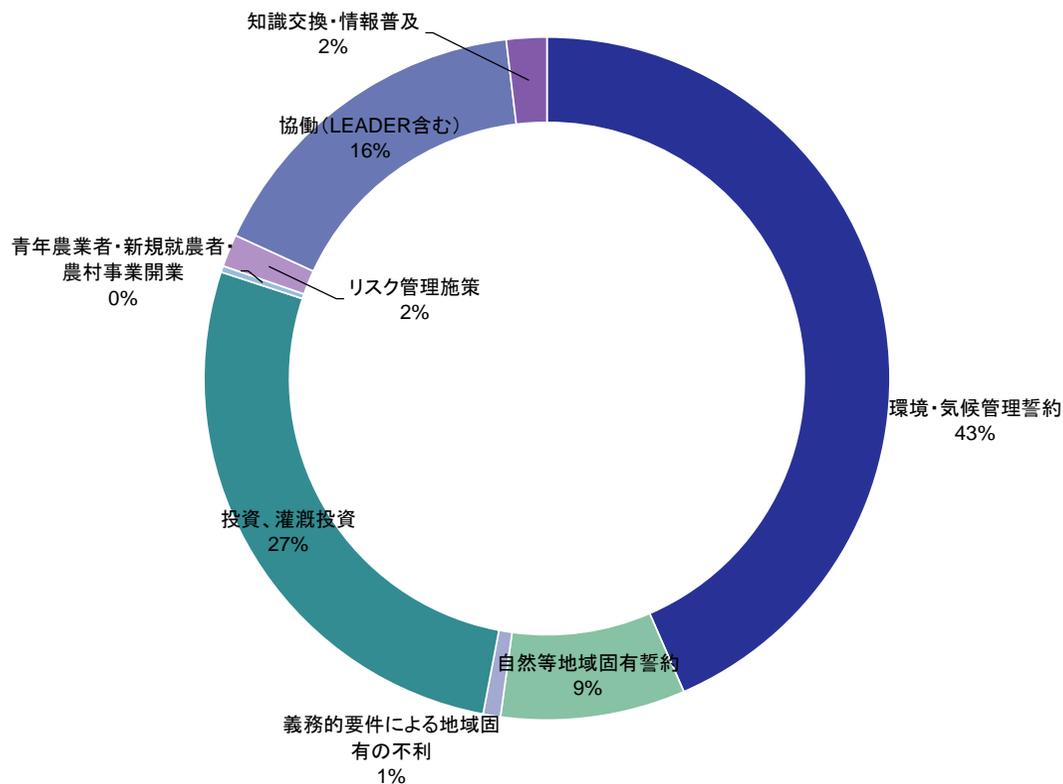


(注)セクター支払いの施策コードについてはp.68,69参照

第2の柱の予算規模

- 農村振興施策はEAFRD予算、各国の追加予算、独自予算から拠出されている
- 農村振興施策の予算配分は以下のとおりである
 - SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（景観）への配分がSO1の次に多いドイツでは、主に環境・気候管理誓約、投資、LEADERなどを通じて環境農業関連の施策へ多く予算を配分している

農村振興施策における予算配分比率（2023~2029年）



第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

ドイツにおける環境気候管理誓約の位置づけ／貢献するニーズ

- 「環境気候管理誓約」とは、農業環境政策にかかる農村振興予算であり、連邦政府が一律で設計する「エコスキーム（直接支払い）」と異なり、各州政府が地域特性を踏まえて施策の単価や要件を独自に設計している
 - 連邦政府が管轄する直接支払い（エコスキーム）の施策は、州間の予算配分が不平等とならないよう設計されている
 - 同じ施策であっても取組推進状況が州間で異なる施策については、農村振興施策で提供することで地域特性を基に州が設計できるようになる
例：有機農業の振興はすべての州で実施されているものの、進捗は州によって異なるため、直接支払いではなく農村振興施策である環境気候管理誓約（EL-0108）に含まれる
- GHG削減、地下水の保全と改善、大気汚染改善、保護地域の保全、生物多様性の保全、有機農業の推進にニーズが高いドイツでは、「環境気候管理誓約」は環境目標（SO4、SO5、SO6）と食と健康目標（SO9）に貢献する施策として設計されている

ドイツの環境気候管理誓約が貢献する個別目標とニーズの対応

個別目標（SO）	ニーズ	優先度
SO4 気候変動	D.1 農業におけるGHG排出量の削減	非常に高い
	D.2 炭素貯蔵・炭素隔離の確保及び強化	非常に高い
	D.3 気候変動に対する農林業の適応	非常に高い
	D.4 再生可能エネルギーの割合の増加	中程度
	D.5 エネルギー効率の向上、土地管理、建物、設備、技術	中程度
	D.6 再生可能な原材料と農業残渣の持続可能な利用	中程度
	D.7 洪水防止、海岸保全、自然保水力の向上	高い
	D.8 地域の安定した森林の保全・再生	中程度
SO5 環境配慮	E.1 表層水と海洋の保全と改善	高い
	E.2 地下水の保全と改善	非常に高い
	E.3 土壌保護・削減、利用	高い
	E.4 大気汚染物質、特にアンモニアの削減	非常に高い
	E.5 土壌・水使用量の削減、景観水	高い
	E.6 タンパク質作物の持続可能な栽培の拡大	中程度
	E.7 土壌・水中のマイクロプラスチックの削減	低い
SO6 景観	F.1 保護地域における生息地と種の保全と開発	非常に高い
	F.2 保護地域外の生息地や種の保全と開発	非常に高い
	F.3 生物多様性保護のデータベースと証拠に基づく開発の改善	中程度
	F.4 生物多様性の保全と持続可能な利用	非常に高い
	F.5 特別管理による保護種・保護种群の保全・育成	高い
SO9 食料と健康	I.1 動物福祉への関心の高まり	高い
	I.2 明確な生産基準による持続可能で地域的な食料供給の改善	高い
	I.3 関する情報の透明性と信頼性の向上、生産プロセス	低い
	I.4 食品リサイクルの向上と食品廃棄物の削減	高い
	I.5 有機栽培面積の維持・拡大	非常に高い

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

ドイツにおける環境気候管理誓約の施策・予算配分

- ドイツの環境気候管理誓約は、連邦政府によって10の施策メニューが提供されているものの、すべての州が10施策を導入する義務はなく、地域特性を踏まえて選択可能
 - － 各施策は、より更に細分化されており、州がニーズに応じた施策の提供が可能であることもあり、国全土では900種類程度の施策が設定されている
 - － 農村振興施策であるため、EU予算だけでなく加盟国の独自予算も含まれる
- ヒアリングによれば、環境気候管理誓約においては、生物多様性により大きな焦点が当てられているとのことである。生物多様性の保護に関する政策について、連邦政府と州政府（Länder）間で権限が分散しており、連邦政府が枠組を提供し、州政府が履行の権限を持つ仕組みであることが施策数が膨らむ要因となっている

ドイツの環境気候管理誓約の予算配分と個別目標の関係

ドイツにおける環境気候管理誓約施策		個別目標 (SO)				総予算 (2023 - 2029) (単位: €)			
施策番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	共同出資	国の追加予算	EU予算比率
EL-0101	気候変動緩和を改善するための経営者のコミットメント	●	●	●		107,115,516	0	64,049,899	77%
EL-0102	水質改善に対する経営者のコミットメント	●	●			153,306,232	41,329,459	25,126,030	70%
EL-0103	土壌保護の改善に対する経営者のコミットメント	●	●			191,047,896	13,658,144	52,448,150	74%
EL-0105	生物多様性の向上に向けた経営の取組	●	●	●		1,370,282,253	0	378,488,793	79%
EL-0107	持続可能な森林経営のための経営者のコミットメント	●		●		15,200,000	1,800,000	0	89%
EL-0108	有機農業	●	●	●	●	1,724,011,466	398,622,205	205,581,349	74%
EL-0109	動物福祉を改善するための経営者のコミットメント				●	302,657,136	0	77,050,321	89%
EL-0110	遺産資源の保全に関する経営者のコミットメント			●		5,245,443	0	8,679,352	83%
EL-0111	所得補償	●		●		415,224	103,806	103,806	80%

(注) SO4 (気候変動)、SO5 (環境配慮)、SO6 (生態系保全)、SO9 (食料と健康) のこと。詳細は72ページ参照

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／NRW州の特徴

- ノルトライン=ヴェストファーレン州は、デュッセルドルフを州都とするドイツ西部の州であり、州別人口は国内第1位である。旧西ドイツの首都であったボンを有し、連邦食糧農業省（BMEL）の本部が所在する
- 化学工業や食品加工業でも有名であるものの、34,113km²の約43%に当たる147万haが農業に利用されており、耕地面積がドイツ第3位の農業州でもある
- 同州は、「肥料や農薬の使用を減らす、非生物資源、特に土壌と水を保護し、農業景観の生物多様性を保全し、改善する、文化的景観の保存、維持、形成」に力を入れており、2020年9月に採択されたノルトライン=ヴェストファーレン州サステナビリティ戦略により、2030年までに有機農業を20%拡大することを目標に有機農業を振興している
- 同州における面積支払いの申請は電子システムの利用が義務付けられており、モニタリングには、衛星データの活用が進められている

ノルトライン=ヴェストファーレン州の位置

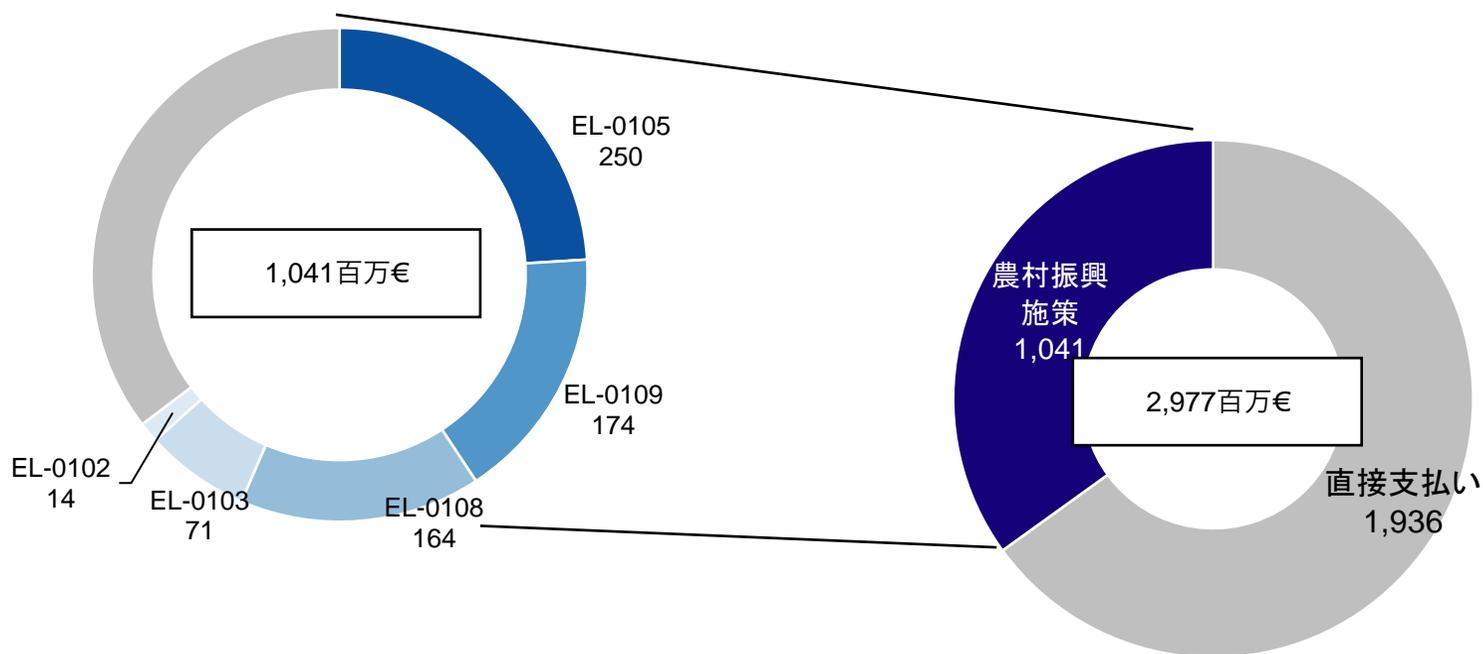


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／NRW州の特徴

- NRW州では、第2の柱の資金の内、約6億7,000万ユーロが同州に割り当てられており、ドイツ連邦政府及び州政府の資金を含めると総額約10億ユーロが割り当てられている
- 特に割当が多い施策は「EL-105：生物多様性の向上に向けた経営の取組」であり、自然保護に配慮した農業慣行（草地管理、放牧、耕作）を実施するため、農薬や肥料の使用制限が導入されている。絶滅危惧種であるヨーロッパハムスター（Feldhamster）の生息域保護にかかる施策の導入も特徴的である

ノルトライン=ヴェストファーレン州における予算の割当（単位：百万€）




第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／ENVCIMが貢献する目標の設定

- ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州では、「環境気候管理誓約」にかかる各目標に対して以下の施策を実施している
 - 個別目標SO4（気候変動）：農業由来のGHG排出削減・炭素隔離、気候変動への適応への貢献施策として、草地の管理や肥料低減に加え、バッファーストライプを設定。エコスキームへの上乗せ施策も多く実施
 - 個別目標SO5（環境配慮）：土壌や水の汚染低減に係る施策として、肥料・農薬の低減施策を設定
 - 個別目標SO6（生態系保全）：生物多様性と生息地の保護に資する施策を実施している。草地の保全や肥料・農薬の低減施策を設定
 - 個別目標SO9（食料と健康）：動物福祉に貢献する施策として、夏季放牧や敷き藁の導入を設定。有機栽培面積の維持・拡大に資する施策としては、化学農薬にかかるエコスキームへの上乗せ施策を設定

NRW州の環境気候管理誓約で対応する個別目標・ニーズ

NRW州の環境気候管理誓約施策*	SO4 気候変動			SO5 環境配慮					SO6 生態系保全				SO9 食料と健康	
	農業におけるGHG排出量の削減 ^{D.1}	炭素貯蔵・炭素隔離の確保及び強化 ^{D.2}	気候変動に対する農林業の適応 ^{D.3}	表層水と海洋の保全と改善 ^{T.1}	地下水の保全と改善 ^{T.2}	土壌保護・削減、利用 ^{T.3}	土壌・水使用量の削減、景観水 ^{T.5}	タンパク質作物の持続可能な栽培の拡大 ^{T.6}	保護地域における生息地と種の保全と開発 ^{T.1}	保護地域外の生息地や種の保全と開発 ^{T.2}	生物多様性の保全と持続可能な利用 ^{T.4}	特別管理による保護種・保護種の保全・育成 ^{T.5}	動物福祉への関心の高まり ^{T.1}	有機栽培面積の維持・拡大 ^{T.5}
EL-0102-01		●		●										
EL-0103-01		●	●	●	●	●	●							
EL-0103-04		●	●			●	●	●						
EL-0105-01	●	●		●	●	●			●	●	●	●		
EL-0105-02	●	●		●	●	●			●	●	●	●		
EL-0105-03	●	●		●	●	●			●	●	●	●		
EL-0105-05									●	●	●			
EL-0108-01		●		●	●	●	●						●	●
EL-0108-02		●		●	●	●	●				●		●	●
EL-0109-01													●	
EL-0109-02													●	

(注) 各施策の内容は次頁に記載


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／施策の一覧

- NRW州で導入されている環境気候管理誓約は、下記に示すような施策である

施策番号	施策概要
EL-0102-01	集約的な草地管理 肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない河岸緩衝地帯（buffer strips）を設置
EL-0103-01	浸食防止エリアの設置または農場全体での浸食防止手法の導入 肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない浸食防止地帯（erosion control strips）を設置（個別の事情に応じて、許可があれば除草剤の使用は可能）
EL-0103-04	特定の輪作/耕地での複数種の栽培 大粒の穀物マメ科*を含む複数種の栽培 *großkörnigen Leguminosen:連邦農業情報センター（BZL）によると、エンドウ豆、インゲン豆、ルピナス、レンズ豆、ピーナッツ等が含まれる。
EL-0105-01	自然保護のための草地管理 特定の管理慣行の適用または禁止事項の遵守
EL-0105-02	自然保護指向の放牧 特定の放牧管理方法の適用または禁止事項の遵守
EL-0105-03	自然保護指向の耕作 特定の放牧管理方法の適用または禁止事項の遵守
EL-0105-05	果樹園への景観構造物の導入及び維持 果樹園の周囲に生垣、並木道などを導入
EL-0108-01	有機農業の導入 有機農業を実践
EL-0108-02	有機農業の維持 有機農業の継続
EL-0109-01	放牧 夏季放牧や通年放牧の促進
EL-0109-02	特に動物に優しい畜産慣行 飼育場所のスペース確保、敷き藁などの改善、喚起の導入などによる動物福祉の向上


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価①

- EL-0102-01、EL-0103-01、EL-0103-04と設定されている施策と単価は下記のとおりである

施策名	施策内容	単価
EL-0102-01 集約的な草地管理	肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない河岸緩衝地帯（buffer strips）を設置（個別の事情に応じて、許可があれば除草剤の使用は可能）	960 €/ha
	エコスキーム（DZ-0406-00-0-02：化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する（50€/ha））と組み合わせて受給する場合	910 €/ha
EL-0103-01 浸食防止エリアの設置または農場全体での浸食防止手法の導入	肥料や植物保護製品（PPP）を使用しない浸食防止地帯（erosion control strips）を設置（個別の事情に応じて、許可があれば除草剤の使用は可能）	960 €/ha
	エコスキーム（DZ-0406-00-0-02：化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する（50€/ha））と組み合わせて受給する場合	910 €/ha
EL-0103-04 特定の輪作/耕地での複数種の栽培	大粒の穀物マメ科*を含む複数種の栽培 *großkörnigen Leguminosen:連邦農業情報センター（BZL）によると、エンドウ豆、インゲン豆、ルピナス、レンズ豆、ピーナッツ等が含まれる	55 €/ha
	有機農業の推進施策と並行して導入する場合	25 €/ha

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価②

● EL-0105-01自然保護のための草地管理（1/2）

場所	禁止事項	草刈なし		草刈実施（5月20日～）		草刈実施（6月1日～）		草刈実施（6月15日～）		草刈実施（7月1日～）	
		通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキームと併用	通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキーム*と併用
海拔 200m未 満の土地	<ul style="list-style-type: none"> • 肥料 • 植物保護製品 • 再播種 	(5122)									
		415 €/ha [a-01]	300, 315 €/ha [a-02]								
	<ul style="list-style-type: none"> • 有機液肥 • 鶏ふん • 合成化学窒素肥料 • 発酵残渣 • 植物保護製品 			(5151)		(5153)		(5155)			
				550 €/ha	435, 450 €/ha	580 €/ha [a-09]	465, 480 €/ha [a-10]	610€/ha [a-13]	495, 510 €/ha [a-14]		
海拔 200m以 上の土地	<ul style="list-style-type: none"> • すべての窒素肥料 • 植物保護製品 • 再播種の禁止 			(5152)		(5154)		(5156)			
				610 €/ha [a-07]	495, 510 €/ha [a-08]	650 €/ha [a-11]	535, 550 €/ha [a-12]	700€/ha [a-15]	585, 600 €/ha [a-16]		
	<ul style="list-style-type: none"> • 肥料 • 植物保護製品 • 再播種 	(5124)									
		355 €/ha [a-03]	240,255 €/ha [a-04]								
海拔 200m以 上の土地	<ul style="list-style-type: none"> • 有機液肥 • 鶏ふん • 合成化学窒素肥料 • 発酵残渣 • 植物保護製品 					(5157/5163)		(5159/5165)		(5161/5167)	
						390 €/ha [a-17]	275, 290 €/ha [a-18]	410 €/ha [a-21]	295, 310 €/ha [a-22]	440 €/ha [a-25]	325, 340 €/ha [a-26]
	<ul style="list-style-type: none"> • すべての窒素肥料 • 植物保護製品 • 再播種の禁止 					(5158/5164)		(5160/5166)		(5162/5168)	
						450 €/ha [a-19]	335, 350 €/ha [a-20]	480 €/ha [a-23]	365, 380 €/ha [a-24]	520€/ha [a-27]	405, 420 €/ha [a-28]

(注) 国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

(出所) CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germany version 5.1, (2024/10/23) より作成


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価③

- EL-0105-01自然保護のための草地管理（2/2）

施策内容		単価
a-29	絶滅危惧種の生息域の場合、通常の草刈日を超えて草刈りを延期する（5169）	60 €/ha
a-30	ビオトープ固有の要件に従って草刈りを実施することによる生息地の維持。肥料とPPPを施用しないことを条件とする（5210）	595 €/ha
a-31	ビオトープ固有の要件に従って草刈りを実施することによる生息地の維持。肥料とPPPを施用しないことを条件とし、エコスキーム*と併用する場合（5210）	480, 495 €/ha
a-32	絶滅危惧種の生息域の場合、2回目の草刈りを9月15日以降に実施する場合（5550）	250 €/ha
a-33	自己緑化又は指定された混合作物の播種（Rahmenmischung）により、耕地を種の豊富な草地へ転換すること（1年目）（5100a）	615 €/ha
a-34	適用地近くの種が豊富な地域から「天然混合物」を取得して、適用地に移すこと（Mahgutübertragung）や地域種子（Regiosaatgut）の導入により、耕地を種の豊富な草地へ転換すること（1年目）（5100b）	2,040 €/ha
a-35	耕地を種の豊富な草地へ転換すること（2年目以降）（5100）	440 €/ha
a-36	急峻な地域や湿潤な草地における作業が発生する場合（5510）	1,290 €/ha
a-37	昆虫に優しい草刈り技術の導入（5520）	130 €/ha
a-38	草刈時に特別な管理や困難な条件がある場合の対応（特別な機器の使用、有毒植物の手作業での除去、再生不可能な残渣の処理など）（5560）	300 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

（出所）CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germany version 5.1, (2024/10/23) より作成

 第2の柱のうち、環境気候管理誓約 (ENVCIM) の施策内容

事例：ノルトライン=ヴェストファーレン (NRW) 州の環境気候管理誓約 / 要件と単価④

● EL-0105-02自然保護指向の放牧 (1/2)

場所	禁止事項	草刈なし		草刈禁止 (3月15日～6月15日)		草刈禁止 (4月1日～7月15日)	
		通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキーム*と併用	通常	エコスキーム*と併用
海拔 200m未満の 土地 (放牧用)	<ul style="list-style-type: none"> 肥料 植物保護製品 再播種 	(5121)					
		470 €/ha [a-01]	355, 370 €/ha [a-02]				
	<ul style="list-style-type: none"> 有機液肥 鶏ふん 合成化学窒素肥料 発酵残渣 植物保護製品 			(5131) *2GVE/ha			
				675 €/ha [a-05]	560, 575 €/ha [a-06]		
				(5141) *4GVE/ha			
	<ul style="list-style-type: none"> すべての窒素肥料 植物保護製品 再播種の禁止 			550 €/ha [a-13]	435, 450 €/ha [a-14]		
		(5132) *2GVE/ha					
		710 €/ha [a-07]	595, 610 €/ha [a-08]				
海拔 200m以上 の土地 (放牧用)	<ul style="list-style-type: none"> 肥料 植物保護製品 再播種 	(5123)					
		345 €/ha [a-03]	230, 245 €/ha [a-04]				
	<ul style="list-style-type: none"> 有機液肥 鶏ふん 合成化学窒素肥料 発酵残渣 植物保護製品 			(5133/5135) *2GVE/ha			
				410 €/ha [a-09]	295, 310 €/ha [a-10]		
				(5143/5145) *4GVE/ha			
	<ul style="list-style-type: none"> すべての窒素肥料 植物保護製品 再播種の禁止 			370 €/ha [a-17]	255, 270 €/ha [a-18]		
		(5134/5136) *2GVE/ha					
		490 €/ha [a-11]	375, 390 €/ha [a-12]				
				(5144/5146) *4GVE/ha			
		445 €/ha [a-19]	330, 345 €/ha [a-20]				

(注) 国家CAP直接支払法 (GAPDZG) 20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化 (die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs) のこと

(出所) CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germany version 5.1, (2024/10/23) より作成


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑤

● EL-0105-02自然保護指向の放牧（2/2）

施策内容		単価
a-21	通年放牧の実施（5170） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなく、0.6 GVE/ha未満の場合	560 €/ha
a-22	通年放牧の実施（5170） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなく、0.6 GVE/ha未満の場合 ・エコスキーム*と併用する場合	445,460 €/ha
a-23	ビオトープ固有の生息地維持要件下での放牧（5200） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなし	620 €/ha
a-24	ビオトープ固有の生息地維持要件下での放牧（5200） ・放牧地への施肥及び植物保護製品の施用がなし ・エコスキーム*と併用する場合	505,520 €/ha
a-25	羊の群れへのヤギの投入（5500）	70 €/ha
a-26	草原バイオームのほぜんのために望ましくない樹木の除去（5530）	900 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

（出所）CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germany version 5.1, (2024/10/23) より作成


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑥

● EL-0105-03自然保護指向の耕作（1/2）

施策内容		単価
a-01	20cm以上の幅での栽培。殺菌剤、殺虫剤、ミネラル肥料の使用禁止	540 €/ha
a-03	農薬を使用しない無精ひげの休耕地の維持※。ただし、a-01施策へ追加で実施した場合 ※収穫後すぐに穀物の茎を耕すことなく、できるだけ長く休耕地として残すこと	70 €/ha
a-04	多年生の野生種による混合栽培（除草剤は最初の1回使用可能。ただし、個々のケースで調整も可能）	460 €/ha
a-06	ヨーロッパハムスター（Feldhamster）に優しい輪作の実施。※2年間の穀物類の栽培と2年間のカバークロップによる輪作のこと	785 €/ha
a-07	野生種植物保護のためのフィールドマージン（フィールドの端のみで実施。期間中の配置転換不可）の導入。※液肥、窒素肥料、腐食酸、PPPの使用禁止。穀物栽培の実行（不栽培地域の導入は不可）（5010）	1145 €/ha
a-09	エコスキームと併用*して、野生種植物保護のためのフィールドマージン（フィールドの端のみで実施。期間中の配置転換不可）の導入。※液肥、窒素肥料、腐食酸、PPPの使用禁止。穀物栽培の実行（不栽培地域の導入は不可）（5010）	1015, 995 €/ha
a-10	キャッチクロップの下撒き又は播種の義務化（5021）	140 €/ha
a-11	深部の耕起禁止（5022）	30 €/ha
a-12	冬穀物の条間の倍化（Doppelte Saatreihe）。ただし、4月1日～6月30日の間に機械での除草禁止、施肥、PPPの施用を禁止（5026）	1100 €/ha
a-14	夏穀物の条間の倍化（Doppelte Saatreihe）。ただし、4月1日～6月30日の間に機械での除草禁止、施肥、PPPの施用を禁止（5027）	1455 €/ha
a-16	エコスキームと併用*して、夏穀物の条間の倍化（Doppelte Saatreihe）。ただし、4月1日～6月30日の間に機械での除草禁止、施肥、PPPの施用を禁止（5027）	1325, 1305 €/ha
a-17	ヨーロッパハムスターの保護のため、同じPPP製品の年間2度以上の使用制限（5032）	280 €/ha
a-18	エコスキームと併用*して、ヨーロッパハムスターの保護のため、同じPPP製品の年間2度以上の使用制限（5032）	150, 130 €/ha
a-19	殺虫剤と殺鼠剤の使用の禁止（5033）	295 €/ha
a-21	エコスキームと併用*して、殺虫剤と殺鼠剤の使用の禁止（5033）	165, 145 €/ha
a-22	ヨーロッパハムスターの保護のため、有機肥料（固形ふん尿、キノコ培養地であるシャンポスト、コンポスト）の使用制限（5035）	135 €/ha
a-23	ヨーロッパハムスターの保護のため、殺鼠剤の使用禁止（5036）	55 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)6:化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能値または永年作物地域の栽培（die Bewirtschaftung von Acker- oder Dauerkulturflächen des Betriebes ohne Verwendung von chemisch-synthetischen Pflanzenschutzmitteln,）のこと


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑦

● EL-0105-03自然保護指向の耕作（2/2）

施策内容		単価
b-01	ヨーロッパハムスターのための穀物（マメ科含む）の収穫放棄（翌年10月15日まで）	2240 €/ha
b-02	小規模圃場の管理	35 €/ha
c-01	多年休耕地の造成。農薬の使用を禁止（個別の事例によって除草剤使用は承認可能性あり）	1620 €/ha
c-02	決められた種子パッケージの休耕地での単年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。特定の圃場管理を実施（5042A）	1750 €/ha
c-03	決められた種子パッケージの休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。播種年における特定の圃場管理を実施（5042B）	1970 €/ha
c-04	決められた種子パッケージの休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。2年目以降に特定の育成管理を実施（5042B）	1530 €/ha
c-05	地域種の休耕地での単年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。特定の圃場管理を実施（5042C）	2000 €/ha
c-06	地域種の休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。播種年における特定の圃場管理を実施（5042B）	2280 €/ha
c-07	地域種の休耕地での複数年播種。肥料、PPP、耕地利用の禁止。2年目以降に特定の育成管理を実施（5042B）	1530 €/ha
d-01	適格作物の無精ひげの休耕地を10月15日まで維持※。除草剤、機械による除草の禁止（5024F）ただし、大麦とオーツ麦の場合は9月20日まで ※収穫後すぐに穀物の茎を耕すことなく、できるだけ長く休耕地として残すこと	185 €/ha
d-02	適格作物の無精ひげの休耕地を翌年2月28日まで維持※。除草剤、機械による除草の禁止（5024）※収穫後すぐに穀物の茎を耕すことなく、できるだけ長く休耕地として残すこと	250 €/ha
d-04	休耕地における自己緑化。施肥、PPPの使用禁止。耕作禁止（5041）	1600 €/ha

（注）国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)6:化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能値または永年作物地域の栽培
 (die Bewirtschaftung von Acker- oder Dauerkulturflächen des Betriebes ohne Verwendung von chemisch-synthetischen Pflanzenschutzmitteln,) のこと


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑧

- EL-0105-05果樹園への景観構造物の導入及び維持

施策内容		単価
a-01	既存の果樹園35本/ha以上を維持し、専門的なトレーニング、メンテナンス、剪定を実施。化学合成肥料、PPPの使用禁止（5301）	1520 €/ha
a-02	過度に少ない果樹園の利用を禁止。化学合成肥料、PPPや肥料の使用禁止（5302）	260 €/ha
a-03	エコスキームと併用した上*で、過度に少ない果樹園の利用を禁止。化学合成肥料、PPPや肥料の使用禁止（5302）	160 €/ha
b-01	既存の生垣の維持。適切な剪定（Stock-Setze）、間伐、ブラシウッド（小枝など）の除去、適切な植替えなど	0.6 €/m ²
b-02	ヨーロッパハムスターのための穀物（マメ科含む）の収穫放棄（翌年10月15日まで）（5025）	0.9 €/m ²

*国家CAP直接支払法（GAPDZG）20条(1)4:農場における永年草地全体の粗放化（die Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs）のこと

（出所）CAP Catalogue（2025年2月4日アクセス）、CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germany version 5.1, (2024/10/23) より作成


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑨

施策名	場所		初年～2年目			3～5年目		
			通常	エコスキームと併用		通常	エコスキームと併用	
EL-0108-01 有機農業の導入	耕地		550 €/ha	400 €/ha (DZ0406-01)	500 €/ha (DZ0406-02)	280 €/ha	130 €/ha (DZ0406-01)	230 €/ha (DZ0406-02)
	草地		360 €/ha	310 €/ha (DZ0404)		260 €/ha	210 €/ha (DZ0404)	
	野菜 花卉 造園	露地	1,500 €/ha	1,350 €/ha (DZ0406-01)		470 €/ha	320 €/ha (DZ0406-01)	
		温室	6,130 €/ha	-		4,210 €/ha	-	
	永年作物		2,240 €/ha	2,090 €/ha (DZ0406-03)		1,060 €/ha	910 €/ha (DZ0406-03)	
	取引費用補填		有機農業の導入にかかる取引費用の補填：50€/ha（最大600€/事業者）					

施策名	場所		通常	エコスキームと併用	
EL-0108-02 有機農業の維持	耕地		280 €/ha	130 €/ha (DZ0406-01)	230 €/ha (DZ0406-02)
	草地		260 €/ha	210 €/ha (DZ0404)	
	野菜 花卉 造園	露地	470 €/ha	320 €/ha (DZ0406-01)	
		温室	4,210 €	-	
	永年作物		1,060 €/ha	910 €/ha (DZ0406-03)	
	取引費用補填		有機農業の維持にかかる取引費用の補填：50€/ha（最大600€/事業者）		


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容
事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州の環境気候管理誓約／要件と単価⑩

施策名	内容		単価
EL-0109-01 放牧	夏季放牧		60€/ha
EL-0109-02 特に動物に優しい畜産慣行	乳牛の繁殖	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	65€/LU*
	仔牛の肥育	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	65€/LU*
	その他牛の繁殖	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	65€/LU*
	肉牛の肥育	敷き藁の導入し、十分な室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	220€/LU*
	母豚	敷き藁の導入し、20% 以上大きな室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	265€/LU*
	その他養豚	敷き藁の導入し、20% 以上大きな室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	90€/LU*
	仔豚	敷き藁の導入し、20% 以上大きな室内スペースの確保（就寝スペースの数と品質の確保を含む）	500€/LU*

（注）LUとは家畜単位のこと

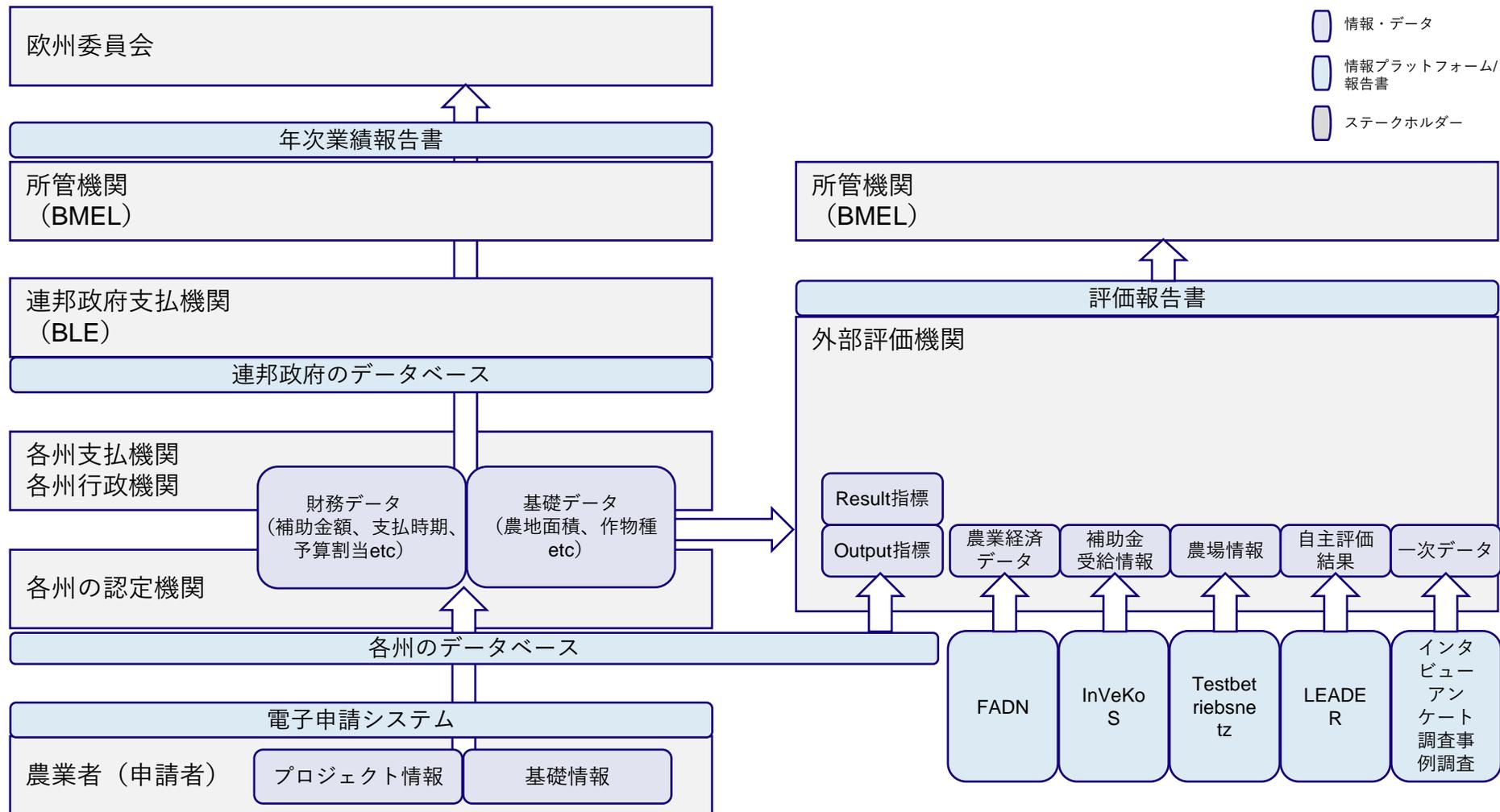
 **CAP戦略計画の立案・運用体制**

- ドイツは連邦制国家であり、連邦（Bund）と自治権を持つ16の州（Land）から構成される。州は連邦と同様に一つの国家であり、国家的の権限の行使及び国家の任務の遂行は、基本法に定めのない限り行政権は州に帰属する（ドイツ連邦共和国基本法 (第30条)）
- 2023年から履行されている現行CAPでは、加盟国が管轄地域や地方当局とのパートナーシップを組織することが義務付けられており（CSR第106条(3)）、ドイツにおいては施策検討・運用、モニタリング、評価において連邦政府と州政府などが協力して実施。
 - － コンディショナリティ、直接支払い：連邦政府（BMEL）が施策内容、要件、単価の設計を実施
 - － セクター支払い：施策の内容、要件、単価基準を連邦政府（BMEL）が作成するものの、州政府が地域特性を勘案して単価を調整
 - － 農村振興施策：主に州政府が設計（施策内容・要件・単価基準の設定）を実施

CAP戦略計画の履行状況のモニタリング体制

- 農業者による補助金申請やモニタリングは州の認定機関が運用する。モニタリング・評価の体制は下図のとおり

ドイツにおける農業者のCAP申請・モニタリング体制



 2023年度の履行状況の概要

年次パフォーマンスレポートの概要

- ドイツの2023年の支払いはCAP戦略計画の想定を下回った。理由としては新たな施策の導入による申請者の混乱が申請遅延に繋がったと推察される
 - 特に農村振興については初年度であったため、農業者が申請を見送ったものと分析されており、セクター支払いについては国内の支援枠組みの施行が遅れたため、申請が間に合わなかったと推察される
 - セクター支払いは養蜂部門で1つプログラムが実行されたのみであり、ワインやホップセクターを含むその他の支払いは2024年度以降に実施される見込み
 - また、欧州中央銀行の政策金利が4%に上がったため、建設や投資を行うプロジェクトにおいては、投資計画を進めることが難しくなり、実行が見送られたものと推察される
- 運用体制としては、連邦政府と州政府間の連携、連邦政府と欧州委員会の関係は協力的かつ建設的である
 - 国の追加予算をEAFRD予算として適用する際に、EUの基準に沿って管理されているかを確認する時間がかかる点は課題となっている
 - CAP NetworkもEAFRD予算の下で機能しており、特にエコスキームとENVCIMの相互作用を重要なテーマとして掲げている



2023年度の履行状況の概要

2024年度向けのCAP戦略計画の見直し

- 直接支払いの初年度エコスキームへの申請が少なかったドイツでは、エコスキームの見直しを実施
 - エコスキームの見直し及びGAEC 8 で実施すべきだった施策をエコスキームとして統合することで、農業者の管理負担の軽減を目指すもの
 - 直接支払いの初年度はエコスキームへの申請が少なかったものの、今年度はほぼすべてのエコスキームで11~20%増加

ドイツのエコスキーム概要

番号	施策内容
DZ-0401	生物多様性を改善し、生息域を保護するための土地提供
DZ-0402	耕作可能な農業における5つ以上の主要作物（マメ科作物を含む）による多様な作物の栽培
DZ-0403	耕地と永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持
DZ-0404	農業者の保有する永年草地総面積の拡大
DZ-0405	4つ以上の地域重要種の証明を伴う永年草地の広範な管理
DZ-0406	化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能値または永年作物地域の栽培
DZ-0407	Natura2000地域の保護目標によって決定されたと非管理手法の適用

エコスキームの変更点

<受給要件（最小面積・受給要件）の見直し>

耕地内の非生産域 (DZ-0401 a)	変更前 (2023年)	変更後 (2024年)
最小面積	0.1ha	0.1ha
受給基準	適格耕地の1%以上	撤廃
最大面積	適格耕地の6%	適格耕地の6% ※ただし、1ha以上
レベル1：農地	1,300€/ha (適格耕地の1%)	1,300€/ha (適格耕地の1%、ただし、1%が1ha未満の場合は1haまで)
レベル2：プレミアム	500€/ha レベル1超の適格耕地（最大2%）	500€/ha レベル1超の適格耕地（最大2%）
レベル3：プレミアム	300€/ha レベル2超の適格耕地（最大6%）	300€/ha レベル2超の適格耕地（最大6%）

<単価の見直し>

施策	変更前 (2023年)	変更後 (2024年)
開花帯/開花エリア (DZ-0401 b,c)	150ユーロ/ha	200ユーロ/ha
多様な作物栽培 (DZ-0402)	45ユーロ/ha	60ユーロ/ha
アグロフォレストリー管理法 (DZ-0403)	60ユーロ/ha	200ユーロ/ha
PSM不使用レベル1 (DZ-0406 a)	130ユーロ/ha	150ユーロ/ha

(出所) Anpassungen der Öko-Regelungen ab 2024より作成


2023年度の支払い状況

- ドイツの2023年度の支払い状況は下表のとおりである

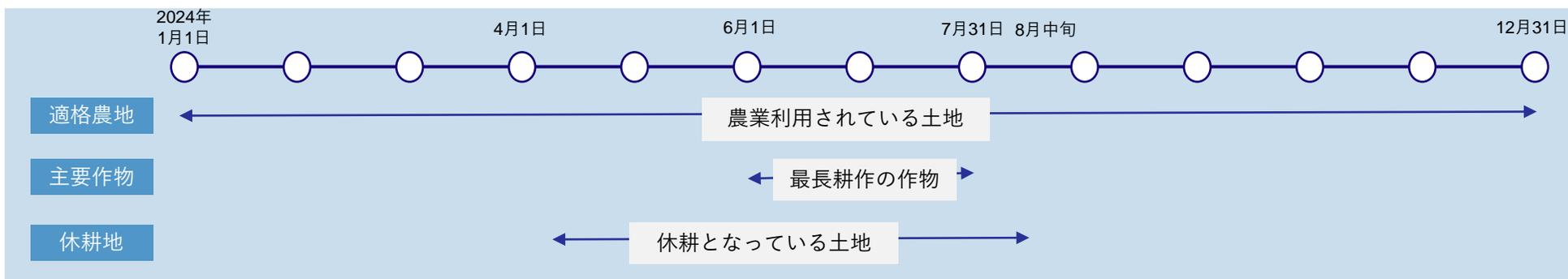
ドイツにおけるCAP施策名			予算総額（2023会計年度）	
	CAP施策名	国内施策番号	計画額	支払額
直接支払	基礎所得支持	DZ-0101	割当なし	
	補完的所得再分配支持	DZ-0201		
	補完的青年農業者所得支持	DZ-0301		
	エコスキーム	DZ-0401～DZ-0407		
	カップル所得支持	DZ-0501～DZ-0502		
セクター 支払	特定のセクターにおける介入（フルーツ及び野菜）	SP-0101～SP-0106	割当なし	
	養蜂部門への介入の種類	SP-0202～SP-0206	1,897,350	743,006
	ワイン部門への介入の種類	SP-0301～SP-0305	割当なし	
	特定のセクターにおける介入（ホップ）	SP-0401～SP-0405	2,188,000	0
農村 振興	環境・気候等管理誓約	EL-0101～EL-0111	773,856,233	0
	自然等地域固所有制約	EL-0201	57,458,530	0
	義務的要件による地域固有の不利	EL-0301	15,068,422	0
	投資、灌漑投資	EL-0401～EL-0413	124,786,378	0
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	EL-0501	4,854,014	0
	リスク管理施策	EL-0601	割当なし	
	協働	EL-0701～EL-0703	249,221,273	2,822,462
	知識交換・情報普及	EL-0801～EL-0802	割当なし	1,286,205

コラム：CAP補助金の申請・モニタリングの流れ

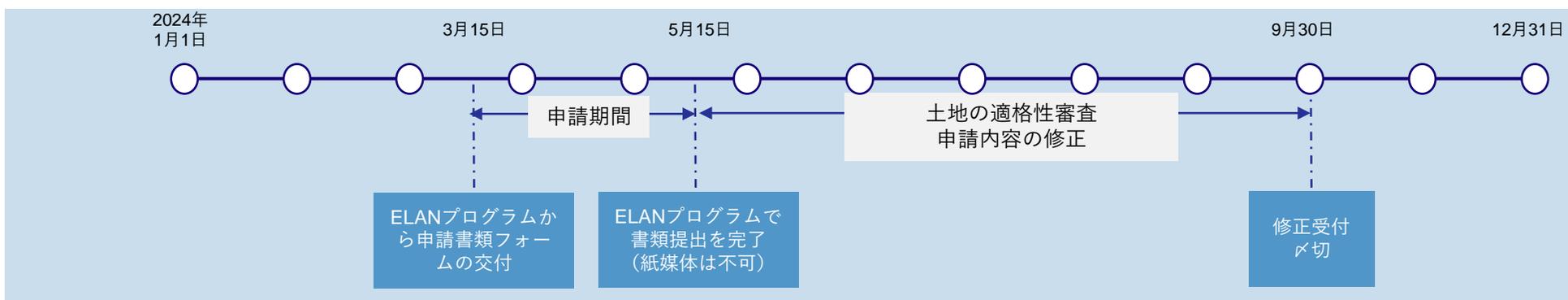
面積支払いの申請方法（事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州）

- NRW州では紙媒体での申請は実施できず、補助金申請のための電子システムであるELAN NRWを使用して申請を行う。本システムを利用できない申請者は、最寄りの農業会議所地区事務所でのサポートを予約し、当該事務所から電子申請を実施する
 - すべての耕地と土地の特徴（LE：Landscape elements (LE)）はCollective Applicationに画像情報として電子登録しなくてはならない。登録がない場合は減額や罰則の対象となる場合がある
 - 主要な作物とは、6月1日～7月15日の間に最も長く耕作された作物と定義する
 - 適格農地（申請年の1月1日～12月31日の全期間にわたって農業利用されていた土地）が対象。例えば、収穫後に宅地転用した場合などは適用除外される

土地の適格性（2024申請年分）



申請スケジュール（2024申請年分）




コラム：CAP補助金の申請・モニタリングの流れ
モニタリング方法（事例：ノルトライン=ヴェストファーレン（NRW）州）
全数確認（衛星データを活用したモニタリング）

- NRW州では、衛星データをベースにしたモニタリングを実施。農地の監視を含む。2024年夏から始動見込み（2024年3月情報）
 - ◇ コペルニクスプログラムを活用したsentinel data（10m resolution）とAIを使った自動農地評価システムを導入
 - ◇ 衛星データでの確認結果は緑、黄、赤の3色を農地データごとに表示。
 - 緑：登録情報との一致を確認済み
 - 黄：登録情報との適合性を確認中
 - 赤：登録情報と不一致 ※
 ※不備については、9月末までは修正可能
 - ◇ 衛星データの限界としては、以下の情報が取得できない場合が想定される。その際には、fast field checkによる現地確認または解像度3mの画像による追加分析を実施
 - 農地が小さい場合
 - 栽培作物が登録されていない又は珍しいものである場合
 - 天候によって衛星が十分な解像度でない場合
- 農業支援に関するあらゆる農地モニタリングに使用する見込みであるが、特に以下の適格性の確認に用いる
 - ◇ 農地登録時に登録された主要作物が正しいこと
 - ◇ 土地の適格利用の通年状況
 - ◇ 永年草地での農業活動の実態
 - ◇ 休耕地や休耕ストライプ（バッファーストライプ）の適用状況
 - ◇ 休耕地における休耕や保護の期間（コンディショナリティ対応）

サンプル調査（立入検査）

- 土地の適格性と要件確認、補助金要件の確認、コンディショナリティ要件の遵守など、衛星データをベースとしたモニタリングで確認できない項目を立入検査する
 - ◇ 土地の適格性（耕作放棄を含む耕作状況、播種の次期、肥料やPPPの制限、種子と農薬の混合物の許容範囲）
 - ◇ 要件の確認（バッファーストライプなどの確認）
 - ◇ 各スキーム別の要件確認
- 申請者の5%を選定して実施（例：NRW州では約4万件の申請があるので、2,000申請者/年に実施）。対象は無作為抽出及びリスクの高い申請者の2段階で選定
 - ◇ 対象全体の20~25%を無作為に抽出する
 - ◇ 過年度実績とデータからリスク要因を決定し、その要因に基づくリスクの高い申請者を抽出する
 - ◇ 基本的には事前通知の必要はないが、法的に許可されている範囲で事前通知（農地検査の場合は、14日前以降）を実施することがある
- 検査を実施後、検査員が口頭で情報を提供する。最終報告書は申請者に送付される。申請者は結果について異議申し立ての機会を与えられる

サンプル調査（アプリによる立入検査の補完）

- 2024年6月、携帯端末用アプリであるMona NRW運用を始動
- 衛星データでは観測できない情報の補完を目的として無償で提供されているものの
- 現時点では導入義務はなし